

議 長 日程第4「議案第16号令和4年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号令和4年度松田町上水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和4年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、4,371戸。

(2) 年間総給水量、105万5,000立米。

(3) 1日平均給水量、2,890立米。

(4) 主要な建設改良事業、宮下水源水害対策(建屋防水)工事、2,000万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、1億3,128万7,000円。第1項営業収益、1億517万2,000円。第2項営業外収益、2,611万4,000円。第3項特別収益、1,000円。

支出、第2款水道事業費用、1億3,128万7,000円。第1項営業費用、1億1,665万3,000円。第2項営業外費用、644万8,000円。第3項特別損失、1万円。第4項予備費、817万6,000円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,847万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入、第3款資本的収入、2,470万円。第1項企業債、2,450万円。第2項負担金、20万円。

支出、第4款資本的支出、5,317万3,000円。第1項建設改良費、3,811万円。第2項企業債償還金、1,506万3,000円。

1ページおめくりください。(起債)第5条、起債の目的、限度額、起債の

方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額、2,450万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮、もしくは繰上げ償還または低利に借り換えることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、1,853万4,000円。

（棚卸資産の購入限度額）第8条、棚卸資産の購入限度額は、420万6,000円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは細部説明をいたします。302ページをお願いいたします。令和4年度松田町上水道事業会計予算実施計画です。収益的収入及び支出は、3条予算です。まずは収入です。款の1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料で、9,856万1,000円でございます。前年度対比0.03%で見込んでおります。

目3、その他営業収益は、給水装置の開始・中止の手数料や、他会計負担金としまして、下水道使用料徴収事務負担金等でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益は、寄簡易水道事業特別会計から事務委託分の繰入金や加入負担金でございます。

目3、長期前受金戻入は、平成26年度に地方公営企業会計制度が見直されたことにより、国庫補助金などの補助金に対するみなし償却制度が廃止されたこ

とに伴いまして、当年度分減価償却見合分を順次収益化するための会計処理上必要な経費で、現金の動きがない収益でございます。

続きまして、右のページをお願いいたします。303ページをお願いいたします。支出です。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費は、施設管理用にかかる消耗品、燃料費、委託料等でございます。

目3、総係費は、一般関係の費用でございます。

目4、減価償却費と目5、資産減耗費は、実際の支出は伴わず、資金的支出のための留保資金となるものでございます。

次に、項2、営業外費用です。目1、支払利息は、企業債利息などでございます。

目2、消費税及び地方消費税は、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

次のページ、ページが飛びまして314、315ページをお願いいたします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を説明いたします。それでは収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益でございます。こちら、先ほども御説明しましたが、前年度比0.03%の微減となっております。

目3、その他営業費は、下水道使用料徴収事務費負担金が主なものでございます。

次に、項2、営業外収益です。目2、雑収益は、前年度比171万6,000円の増となっております。

次に目3、長期前受金戻入は、先ほども説明いたしました会計処理上必要な経費で、現金の動きはございません。

以上により、収入合計は1億3,128万7,000円となり、前年度比132万円の増額となっております。

続きまして、318、319ページをお願いいたします。支出の主なものにつきましては、款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。節25、動力費では、宮下水源、

中河原水源などの各水源のポンプ等の電気料でございます。

目 3、総係費。これらの科目は一般管理経費で、増減の主な理由としましては人事異動等に伴う見込みによる減でございます。

目 4、減価償却費及び目 5、資産減耗費につきましては、実際の支出が伴いませんが、資本的支出のための留保資金となります。

324ページ、325ページをお願いいたします。項 2、営業外費用、目 1、支払利息です。企業利息は平成 4 年度からの配水管敷設替えなどの事業に対する企業債利息 25 本分でございます。

目 2、消費税及び地方消費税は、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

次のページ、326、327ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは 4 条の予算の収支となります。款 3、資本的収入、項 1、目 1 とともに企業債。宮下水源水害対策に係る自家発電施設委託と建屋防水工事についての起債に対応するものでございます。

項 2、負担金、目 1、工事負担金でございます。節で工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管敷設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

次のページ、328、329ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出です。款 4、資本的支出、項・目ともに建設改良費です。こちらは宮下水源水害対策に係る委託料と工事によるものでございます。

節 1、報酬です。こちらは水道施設の管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。

次に節 15、委託料は、宮下水源水害対策の自家発電施設設計の委託料でございます。

次の工事請負費は、宮下水源水害対策（建屋防水）工事でございます。

次に目 2、固定資産購入費です。量水器の購入費を計上しております。計量法により 8 年以内で順次交換をしており、766 器分を計上しております。

続きまして、項・目ともに企業債償還金でございます。元金償還金で、平成

4年度からの事業17件分でございます。

次に、上水道事業会計は企業会計ですので、財務諸表について説明いたします。前に戻りまして、306ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書です。令和4年度期首と期末の現金の増減を示すものでございます。下から2段目の5、現金の前年度末残高は4億5,493万1,745円。その下、6、現金の当年度末残高は4億4,367万2,695円となり、令和4年度中は1,125万9,050円の減となり、4、現金の当年度増減額に記載しております。この金額は、1、業務活動によるキャッシュ・フロー、主に3条予算、収益的収支が関連するもので、2、投資活動によるキャッシュ・フローと、3、財務活動によるキャッシュ・フロー、主に4条予算、資本的収支が関連するものですが、3つの差引合計になります。

307ページをお願いいたします。令和3年度松田町上水道事業予定損益計算書です。1、営業収益、中央の列に9,639万7,000円、2、営業費用1億894万4,000円の見込みです。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右の列、1,254万7,000円の赤字の見込みです。

3、営業外収益2,115万7,000円、4、営業外費用343万8,000円の見込みです。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は、1,771万9,000円の見込みでございます。したがって、当年度の経常利益は517万2,000円、当年度純利益は516万4,000円の見込みとなります。この利益に前年度繰越利益剰余金5,374万円を足した額5,890万4,000円が当年度末処分利益剰余金となります。なお、次ページ308ページから311ページまでに予定貸借対照表を、312ページに注記、331ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
6 番 井 上 1点お伺いをいたします。ページでですね、329ページ、工事請負費で宮下水源対策工事、対策建屋防水工事ということで、工事箇所ですね、視察でも

宮下水源のほうを見せていただきました。これに関連をしてですね、松田町のハザードマップを見ますと、松田地区のですね、水源で神山地区の中河原水源もですね、同様に浸水区域が3メートル未満の箇所にあるというふうに理解をしています。宮下水源の工事ですね、令和4年度から5年度の継続で行われるということですが、もう一つのですね、松田地区の水源としての中河原水源のですね、そういった水害対策のですね、対応はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

環境上下水道課長　　今、担当のほうでですね、上水道施設更新計画というのを一応つくってはおるところなんですが、今ちょっと手元にある資料でございますと、令和13年までにこの中河原水源について防水工事をやる予定は今のところは入っておりません。まずは一番のですね、使用が多い宮下水源のところを対応いたしまして、工事費が結構大きい金額でございますので、その後ですね、更新計画で一番タイミングのいいところで対応するかということで考えていきたいと思います。

6 番 井 上　　中河原水源は、じゃあそういう更新計画に入っていないということで理解をさせていただきましたが、貯水タンク等を見ますとですね、宮下水源から上のところにある中央農道沿いのですね、ところに貯水タンクがありますよね。中河原水源は神山地区の上のところにありますよね。それを見ますと、ほとんど何か大きき的には、素人の判断ですけれども、同じように見えます。全然それがですね、宮下水源のほうが本当に、例えば松田町どの程度カバーしているのか、中河原水源からの上水道のタンクのほうほどの程度カバーしているのか。それ辺り、私の見た目ではそんなに大差ないということで、そうしますと基本的にそうしたですね、水害…水源対策、宮下だけやっていたら松田町、いざそういう洪水とか浸水が起きたときに、宮下水源だけを対応していれば松田町全町民の水道給水が…松田町じゃなくて松田地区ですね、の給水が担保できると。宮下水源から送水等を行って、今まで中河原水源からの揚水をした水道の利用というのが担保できるのか。その辺もお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼まちづくり課長　　ハザードマップ確認させていただきますとですね、中河原水源の付近、約0.5

メーター、50センチ程度ではないかと思われませんが、水源の盤自体は現状の道路よりも1メートル程度宅盤が上がっているかと存じます。ということは、基本的にはあまり中河原水源が水害で沈むということは想定されてないのではないかと考えられます。中には機械器具が低いところがあれば、それは当然防水しなきゃいけないというふうに考えます。が、それは順次追って計画を立てていく。

それから中河原水源と宮下水源の役割でございますけれども、庶子の配水池、約2,000トンではなかったかと思えます。半分ぐらいじゃないかと思えます。中河原は。今、配水池のでかさですけども、半分ぐらいで、庶子の配水池の水はですね、高さ的にはほとんどの区域をカバーできますし、今、どうしても水道の使用量の問題で、例えばあれ1個で町全体をやっているかという、一時的に断水が出てしまうということで、配水区域を分けてやっていますけども、導水管…導通管をうまく整理することによって災害時であれば、あれ1個で結構な範囲、松田町の全域ですよ。例えば店屋場とか町屋も含めて、ある程度、大規模な範囲で宮下の水源から上がった水である庶子の配水池の水で、大規模な区域を配水できると考えています。じゃあ、だからって中河原をやらなくていいのかという話ではありませんけども、まずは宮下水源を確保することによって皆様の水道の供給には、緊急時には対応ができていくというふうにご検討しております。以上です。

6 番 井 上 ちよっとね、このハザードマップですと、赤い部分ですね、が本当にその建物ぎりぎりにあるんですよ。この間ですね、工事箇所等も見ただけに、やはり県にもっと詳しいですね、スポット的な浸水想定区域のハザードマップがあるというふうに工事箇所の視察のときにですね、説明をしていました。松田町のホームページにのっかっている図面ですと、大分ね、赤とか白とか黄色の区分というのは大まかですので、ぜひその辺を確認をされた中でですね、本当に更新計画必要ないのか。でも例えばね、これはあくまでも想定であるので、想定、0.5メートルだから、1メートル上がっているから大丈夫かということではなくね、やはり町民に対する欠かせないインフラだと、水道ですね。電気・水道

というのは町民の生活に欠かせないインフラだと思います。その辺をですね、ぜひ検討をしていただいて、計画にのせてますという回答をですね、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼まちづくり課長 おっしゃるとおりだと思います。後ほど、まずハザードマップのメッシュ、メッシュに沿ってですね、どのくらいの浸水想定なのか、また宮下を含めてですね、今後の計画の中で、いつの段階で、こういった順序で、またどのくらいの事業規模でやっていくかということを検討させていただきます。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号令和4年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(10時28分)